石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年6月

調査結果の電子報告

③★（2022.4～）100万以上改修は電子報告

一般社団法人
日本木造住宅産業協会

講師　子安 伸幸

（株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構［CERSI］）

「石綿法令対応」は まとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル３）

見積段階／着工前／工事中／完了後		やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
見積段階→着工前	①	★調査、**記録を保管** **※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を**	元請業者／下請業者等	●	●
着工前	②	★調査結果を発注者に説明し、**記録を保管**	元請業者	●	―
	③	**★（2022.4～）100万以上改修は電子報告**	元請業者	●	●
工事中	④	作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者／下請業者等	●	●
	⑤	**（下請業者がいる場合）作業計画を説明**	元請業者	●	●
	⑥	★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者／下請業者等	●	●
	⑦	飲食禁止・石綿の作用など４点の掲示	元請業者／下請業者等	―	●
	⑧	作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	―	●
完了後	⑨	湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩	石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪	**写真を含めた作業記録作成、保管**	下請業者等	―	●
	⑫	**特定粉じん排出等作業記録作成、保管**	元請業者	●	―
	⑬	**完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管**	元請業者	●	―

赤字は今回の改正で追加　　★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

一般社団法人 日本木造住宅産業協会

報告が必要な対象

■報告が必要な工事

- **建築物の解体工事**　　　　　　：**解体部分の床面積が80㎡以上**
- **建築物の改修工事**　　　　　　：**請負金額が100万円以上（税込み）**
- 工作物の解体工事・改修工事　：請負金額が100万円以上（税込み）

　※特定の工作物のみ：ボイラー、焼却設備、発電設備等

※工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。

※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判別。

※当該工事の元請事業者に対し、下請事業者に係る内容も含めて報告

※報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、３０万円以下の罰金。（大防法）

③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告

元請業者

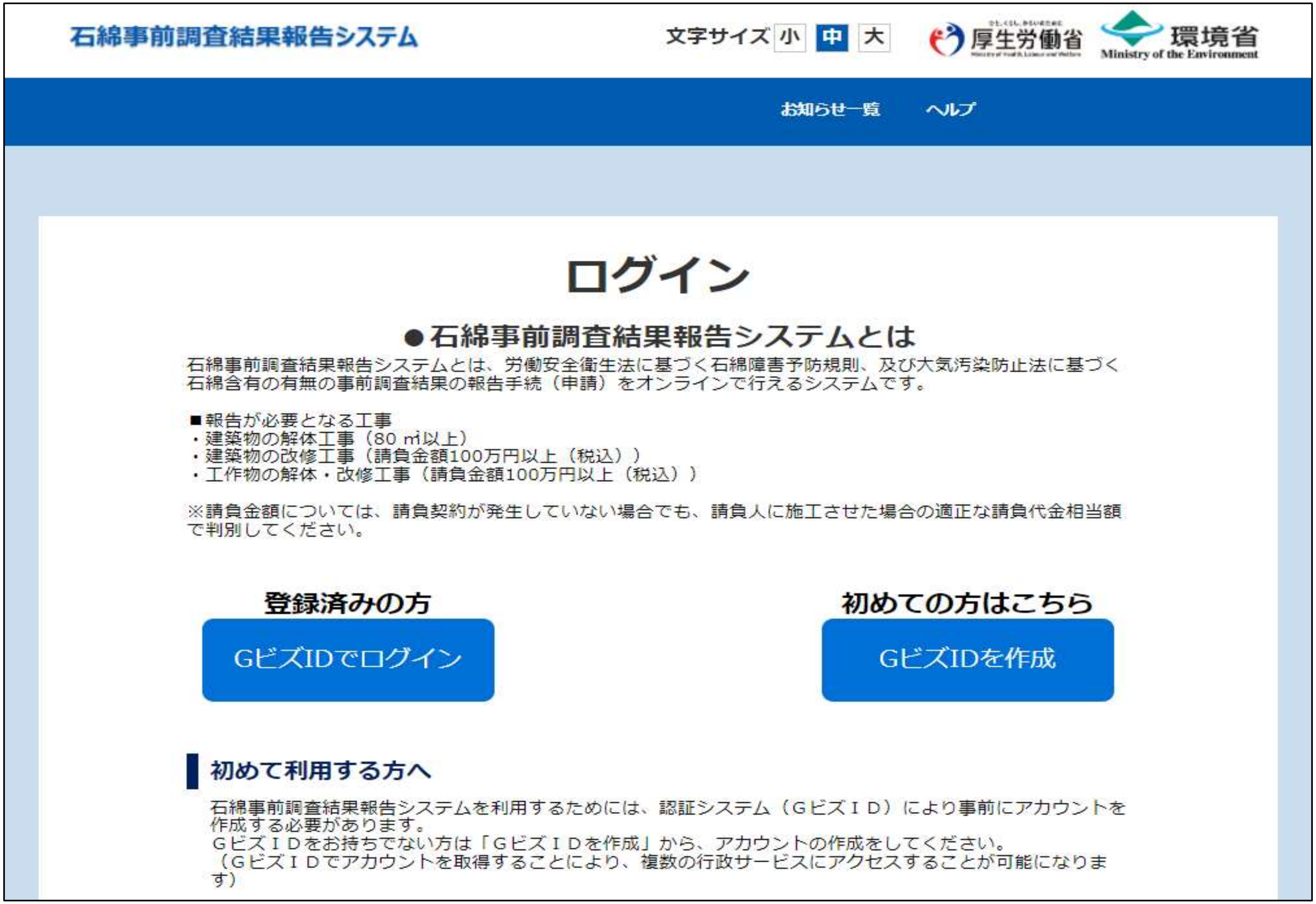

https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/

電子報告システムを利用する意味

■ ２ヵ所への報告を、１ヵ所への報告で満たすことができる

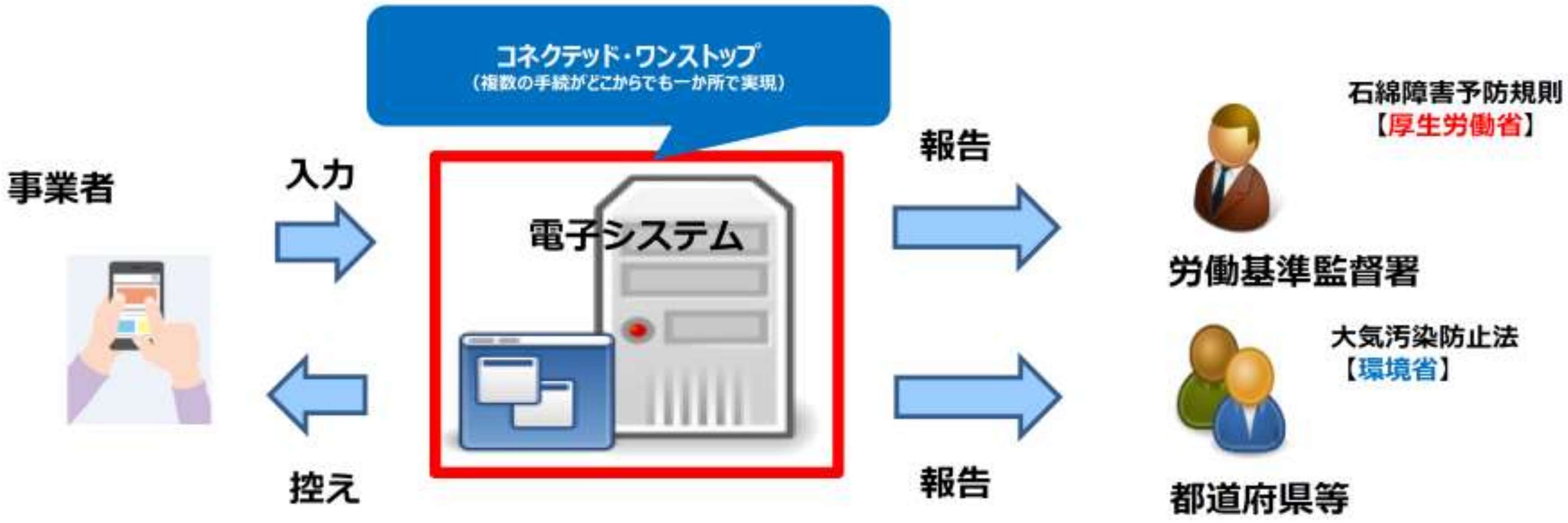

※電子システムの使用が困難な場合は、書面によって行うことができる。

GビズIDの概要

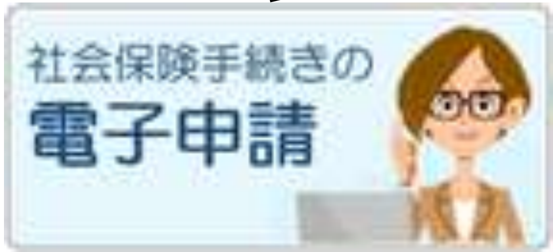

石綿事前調査結果報告システム

「GビズID　クイックマニュアル」より抜粋し加筆

一般社団法人
日本木造住宅産業協会

GビズIDの区分

<table>
<tr><th rowspan="2">GビズIDの区分</th><th colspan="2">GビズID利用手順</th><th rowspan="2">電子報告システムにおける特徴</th></tr>
<tr><th>ID取得</th><th>ログイン</th></tr>
<tr><td>プライム（管理者）
※法人代表者（個人事業主）の名義</td><td>・スマートフォン/携帯電話
・印鑑証明書
・登録申請書</td><td>ID・パスワード
＋
アプリ認証又はワンタイムパスワードの入力</td><td rowspan="2">・複数の工事を一括申請可能
・支社単位のグループ作成
・グループごとに情報共有可能</td></tr>
<tr><td>メンバー
（プライムアカウントによる申請）</td><td>・スマートフォン/携帯電話
・メールアドレス</td><td>ID・パスワード
＋
アプリ認証又はワンタイムパスワードの入力</td></tr>
<tr><td>エントリー</td><td>メールアドレス</td><td>ID・パスワードの入力のみ</td><td>・それぞれの工事を1件ずつ申請</td></tr>
</table>

※各機能の詳細や電子報告申請の流れについては、
「石綿事前調査結果報告システム　利用者マニュアル　詳細機能編」
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/

電子報告システムの入力画面

電子報告システムの入力画面

新規申請

新規申請 > 調査入力

1 元方入力 — 2 請負入力 — 3 調査入力 — 4 申請(確認) — 5 申請(登録)

事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体･改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の欄を記入してください。
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択
例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要

作業対象の材料種類（名称）

- 吹付け材
- 保温材
- 煙突断熱材
- 屋根用折版断熱材

作業対象の材料種類（名称）の一覧

材料種類	レベル
吹付け材	・・・レベル１
保温材	・・・レベル２
煙突断熱材	・・・レベル２
屋根用折版断熱材	・・・レベル２
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第２種を含む。）	・・・レベル２
仕上塗材	・・・レベル３
スレート波板	・・・レベル３
スレートボード	・・・レベル３
屋根用化粧スレート	・・・レベル３
けい酸カルシウム板第1種	・・・レベル３
押出成形セメント板	・・・レベル３
パルプセメント板	・・・レベル３
ビニル床タイル	・・・レベル３
窯業系サイディング	・・・レベル３
石膏ボード	・・・レベル３
ロックウール吸音天井板	・・・レベル３
その他の材料	・・・レベル３

電子報告での入力例（「無」の場合）

窯業系サイディング	
石綿含有の有無	○有　○みなし　◉無
含有無しと判断した根拠	☑1：目視　☑2：設計図書（4を除く。）　☐3：分析　☐4：建築材料等の製造者による証明　☐5：建築材料等の製造年月日
切断等の有無 ?	○有　○無
作業時の措置 ?	☐負圧隔離　☐隔離（負圧なし）　☐湿潤化　☐呼吸用保護具の使用

- ■ 設計図書のみ／目視のみ での「石綿なし」の判断はできない。
- ■ 「無石綿」などの表示からも「石綿なし」の判断はできない。

電子報告での入力例（「有」「みなし」の場合）

窯業系サイディング	
石綿含有の有無	○有 ●みなし ○無
含有無しと判断した根拠	□1：目視 □2：設計図書（4を除く。） □3：分析 □4：建築材料等の製造者による証明 □5：建築材料等の製造年月日
切断等の有無 ?	○有 ●無
作業時の措置 ?	□負圧隔離 □隔離（負圧なし） ☑湿潤化 ☑呼吸用保護具の使用

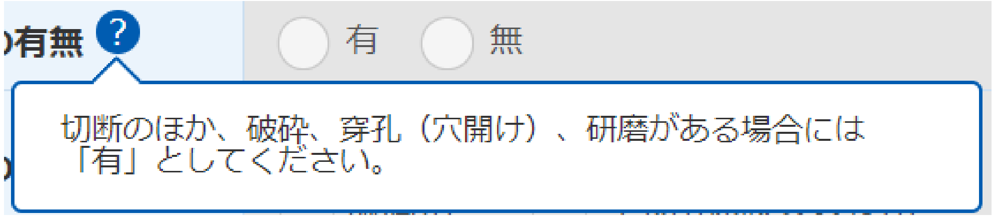

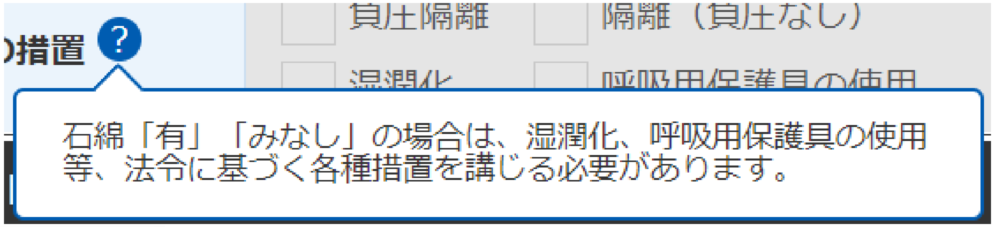

ユニバースのASPシステム「UNI-PORT」

https://universe-corp.jp/uniport/

■ UNI-PORTなら電子報告にも対応可能。CSVファイルを行政のシステムにアップロード

システムの概要

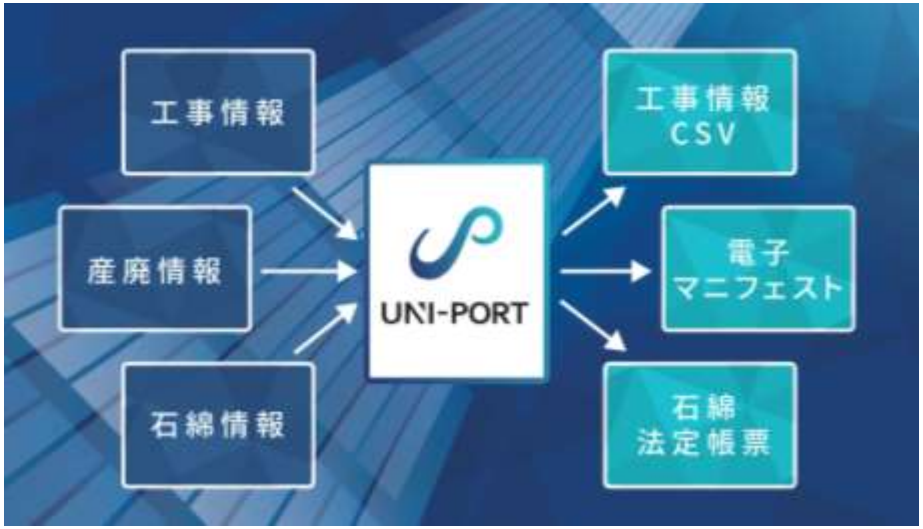

青字はUNI-PORTでできる部分

見積段階 / 着工前 / 工事中

	現場ごとに必要な対応	誰が？	UNI-PORT
①	★調査、記録を保管	元請業者 / 下請業者等	UNI-PORT
②	★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	UNI-PORT
③	★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者	UNI-PORT
④	作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	UNI-PORT
⑤	（下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	UNI-PORT
⑥	★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	UNI-PORT

UNI-PORTなら

行政報告にも対応できる

UNI-PORTで石綿帳票作成をすれば、電子報告に必要なデータを抽出し、CSVファイルでダウンロード。そのまま行政のシステムにアップロードすれば行政報告を完了できます。

① 調査結果を UNI-PORT に入力

② 一括登録のためのCSVデータ出力

③ 報告システムで一括登録

※ＧビズＩＤエントリーアカウント、
ＧビズＩＤプライムアカウントによる

●自治体・労働基準監督署は、報告をち~~ゃ~~んと見ていないんでしょ？

■2022年4月～　事前調査結果の報告義務がスタート

<u>指導のレベルの区分</u>

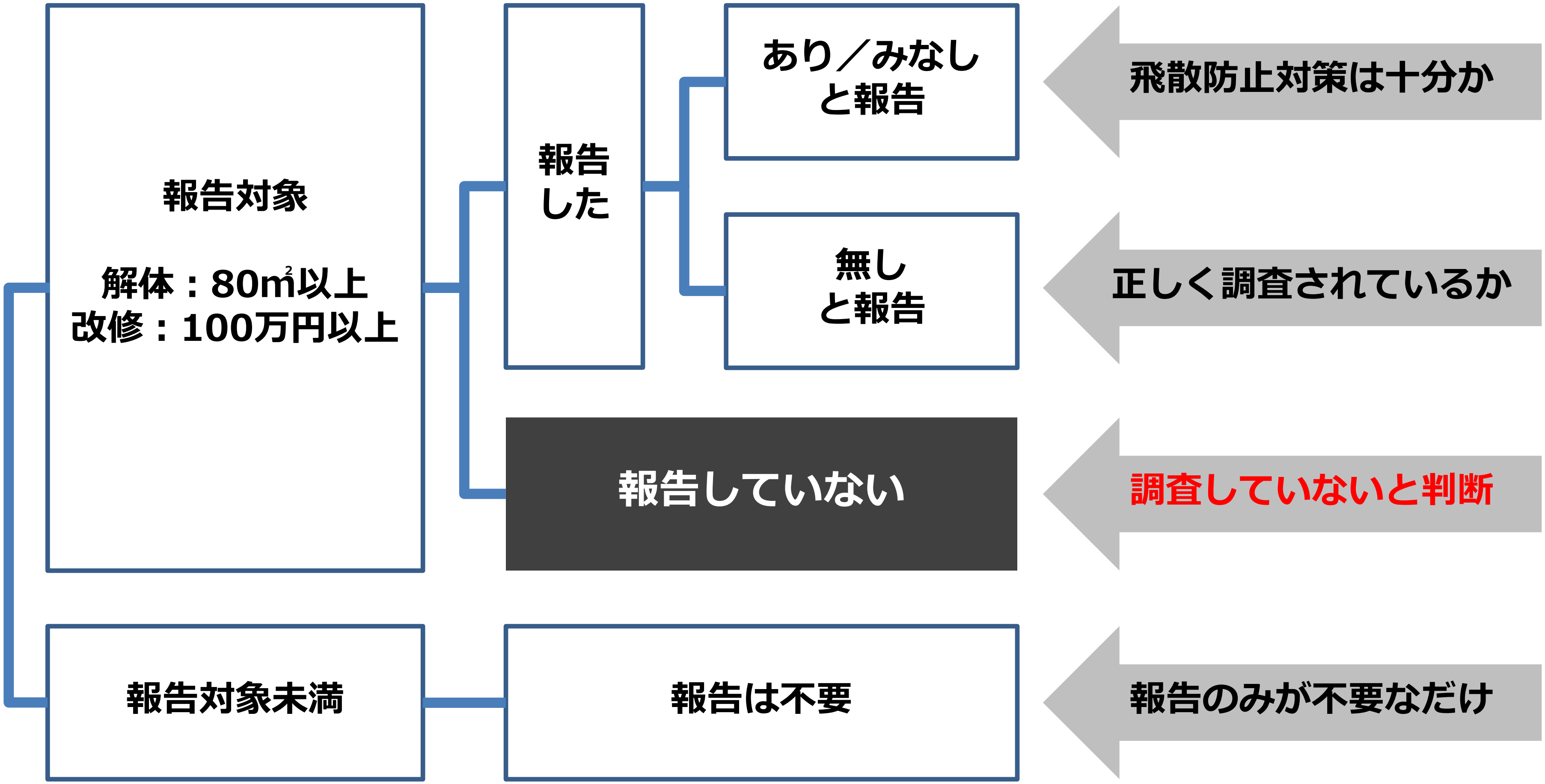

●報告をしていなくても、分からないんでしょ？

厚労省通知「石綿ばく露防止対策の推進について」令和4年1月13日

第３　店社に対する計画的な指導を通じた石綿則の遵守の徹底

１　計画的な取組の実施

建築物の解体・改修等の作業を行う現場は膨大な数に上ることから、建設業店社（以下「店社」という。）に対する指導に重点を置き、効果的な石綿則の遵守徹底を図ることとする。各都道府県労働局（以下「局」という。）においては、管内状況を踏まえ、店社に対して計画的に監督指導、個別指導、集団指導、自主点検等を実施すること。

２　対象店社の選定

（１）情報システム及び都道府県知事の登録の活用等

建設業の許可事業者については、建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（国土交通省）を活用し、建設リサイクル法に基づき都道府県知事の登録を受けている事業者については、都道府県から定期的に情報を入手すること。また、リフォーム事業者については、国土交通省の住宅リフォーム事業者団体登録制度に登録された団体に加盟するリフォーム事業者、地方公共団体の登録やリフォーム関係団体が公表している事業者リスト等の情報を定期的に入手すること。把握した事業者のうち、事前調査結果等の報告の実績がない事業者については、積極的に指導の対象とすること。

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/050728-1.pdf

石綿（アスベスト）法改正　　　　制作：2023年6月

調査結果の電子報告

③★（2022.4～）100万以上改修は電子報告

一般社団法人
日本木造住宅産業協会

講師　子安 伸幸

（株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構［CERSI］）

一般社団法人
日本木造住宅産業協会